

和歌山県後期高齢者医療制度懇話会

資 料

令和 4 年 1 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合

目次

- (1) 後期高齢者医療制度の運営状況について 1
- (2) 令和4年度・令和5年度新保険料率（案）について . . . 22
- (3) 保健事業について 30
- (4) 第4次広域計画（案）について 44

(1) 後期高齢者医療制度の 運営状況について

1 令和2年度決算の状況

(1) 総括

令和2年度の一般会計及び特別会計を合わせた総計決算額は、歳入 1,524 億 2,817 万 7,619 円、歳出 1,455 億 231 万 8,349 円です。歳入歳出差引額は、69 億 2,585 万 9,270 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額は、69 億 2,585 万 9,270 円となります。また、前年度繰越金等の要素を除いた単年度収支額は、52 億 1,184 万 6,684 円となっています。

一般会計の決算額は、歳入 2 億 4,881 万 7,921 円、歳出 2 億 4,045 万 4,856 円です。前年度に比べ、歳入は 53 万 1,858 円の減少、歳出は 16 万 8,978 円の増加となっています。

特別会計の決算額は、歳入 1,521 億 7,935 万 9,698 円、歳出 1,452 億 6,186 万 3,493 円です。前年度に比べ、歳入は 5,915 万 4,446 円の減少、歳出は 52 億 7,170 万 1,966 円の減少となっています。

歳入が減少した主な要因は、分担金及び負担金、国庫支出金は増加しましたが、支払基金交付金、後期高齢者医療給付費準備基金繰入金、前年度繰越金の減少額が増加額を上回ったことによります。

歳出が減少した主な要因は、保険給付費の減少によるもので、前年度と比較して 46 億 1,404 万 6,135 円の減少となっています。

① 収支の状況

(単位：円)

項目	一般会計	特別会計	計
A 歳入総額	248,817,921	152,179,359,698	152,428,177,619
B 歳出総額	240,454,856	145,261,863,493	145,502,318,349
C 歳入歳出差引額 A-B	8,363,065	6,917,496,205	6,925,859,270
D 翌年度へ 繰り越すべき財源	0	0	0
E 実質収支額 C-D	8,363,065	6,917,496,205	6,925,859,270
F 単年度収支額	△ 700,836	5,212,547,520	5,211,846,684

② 収支の状況（前年度比較）

ア 一般会計

（単位：円）

項目	令和2年度	令和元年度	比較増減
A 歳入総額	248,817,921	249,349,779	△ 531,858
B 歳出総額	240,454,856	240,285,878	168,978
C 歳入歳出差引額 A-B	8,363,065	9,063,901	△ 700,836
D 翌年度へ 繰り越すべき財源	0	0	0
E 実質収支額 C-D	8,363,065	9,063,901	△ 700,836
F 単年度収支額	△ 700,836	3,791,030	△ 4,491,866

イ 特別会計

（単位：円）

項目	令和2年度	令和元年度	比較増減
A 歳入総額	152,179,359,698	152,238,514,144	△ 59,154,446
B 歳出総額	145,261,863,493	150,533,565,459	△ 5,271,701,966
C 歳入歳出差引額 A-B	6,917,496,205	1,704,948,685	5,212,547,520
D 翌年度へ 繰り越すべき財源	0	0	0
E 実質収支額 C-D	6,917,496,205	1,704,948,685	5,212,547,520
F 単年度収支額	5,212,547,520	△ 195,824,412	5,408,371,932

(2) 一般会計

①歳入（款別）の状況

(単位：円)

区分	予算現額	調 定 額	収入済額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 に 対 す る 収 入 率 (%)
1. 分担金及び負担金	179,634,000	179,634,000	179,634,000	0	0	100.00
2. 国庫支出金	1,467,000	2,544,015	2,544,015	0	0	173.42
3. 財産収入	14,000	10,465	10,465	0	0	74.75
4. 繰入金	57,510,000	57,509,608	57,509,608	0	0	100.00
5. 繰越金	9,064,000	9,063,901	9,063,901	0	0	100.00
6. 諸収入	42,000	55,932	55,932	0	0	133.17
計	247,731,000	248,817,921	248,817,921	0	0	100.44

②歳出（款別）の状況

(単位：円)

区分	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率 (%)
1. 議会費	2,851,000	2,325,451	0	525,549	81.57
2. 総務費	224,330,000	218,129,405	0	6,200,595	97.24
3. 公債費	50,000	0	0	50,000	—
4. 諸支出金	20,000,000	20,000,000	0	0	100.00
5. 予備費	500,000	0	0	500,000	—
計	247,731,000	240,454,856	0	7,276,144	97.06

(3) 特別会計

①歳入（款別）の状況

(単位：円)

区分	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	予算現額 に対する 収入比(%)
1. 分担金及び負担金	26,603,651,000	26,565,544,814	26,565,544,814	0	0	99.86
2. 国庫支出金	50,212,187,000	53,268,787,175	53,268,787,175	0	0	106.09
3. 県支出金	12,664,618,000	12,428,188,703	12,428,188,703	0	0	98.13
4. 支払基金交付金	59,402,816,000	57,913,966,000	57,913,966,000	0	0	97.49
5. 共同事業交付金	33,735,000	67,013,182	67,013,182	0	0	198.65
6. 財産収入	67,000	52,328	52,328	0	0	78.10
7. 繰入金	797,947,000	20,000,000	20,000,000	0	0	2.51
8. 繰越金	1,704,948,000	1,704,948,685	1,704,948,685	0	0	100.00
9. 諸収入	227,669,000	227,246,771	210,858,811	0	16,387,960	92.62
計	151,647,638,000	152,195,747,658	152,179,359,698	0	16,387,960	100.35

②歳出（款別）の状況

(単位：円)

区分	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率 (%)
1. 総務費	2,502,601,000	2,478,998,831	0	23,602,169	99.06
2. 保険給付費	148,568,315,000	142,287,185,989	0	6,281,129,011	95.77
3. 特別高額医療費 共同事業拠出金	54,756,000	52,948,528	0	1,807,472	96.70
4. 保健事業費	435,644,000	406,136,539	0	29,507,461	93.23
5. 基金積立金	67,000	52,328	0	14,672	78.10
6. 公債費	3,000,000	0	0	3,000,000	—
7. 諸支出金	37,273,000	36,541,278	0	731,722	98.04
8. 予備費	45,982,000	0	0	45,982,000	—
計	151,647,638,000	145,261,863,493	0	6,385,774,507	95.79

(4) 基金の状況

①財政調整基金

年度間の経費と財源の不均衡を調整し、財政の健全な運営を図るため、前年度の事務費分賦金に係る決算剰余金を積立てしています。

(単位：円)

年 度	決算年度中増加高			決算年度中 減少高	決算年度末 現在高
	新規積立額	利子積立額	計		
H28	67,763,390	4,149	67,767,539	0	234,125,648
H29	35,454,036	5,018	35,459,054	0	269,584,702
H30	38,848,694	93,231	38,941,925	129,996,000	178,530,627
R1	60,092,970	21,304	60,114,274	9,144,000	229,500,901
R2	35,636,509	10,465	35,646,974	30,937,000	234,210,875

②後期高齢者医療給付費準備基金

後期高齢者医療事業の健全な運営を図るため、保険料に係る決算剰余金を積立てしています。2年毎の保険料率の改定においては、この基金の残高見込額を財源に算入して保険料率を算定します。

(単位：円)

年 度	決算年度中増加高			決算年度中 減少高	決算年度末 現在高
	新規積立額	利子積立額	計		
H22	1,079,782,188	862,706	1,080,644,894	165,000,000	2,495,104,410
H23	0	1,400,934	1,400,934	690,984,000	1,805,521,344
H24	0	1,195,545	1,195,545	0	1,806,716,889
H25	418,425,764	991,739	419,417,503	0	2,226,134,392
H26	201,051,670	751,637	201,803,307	0	2,427,937,699
H27	504,815,274	535,503	505,350,777	0	2,933,288,476
H28	0	20,752	20,752	1,241,665,717	1,691,643,511
H29	985,481,008	25,095	985,506,103	10,255,000	2,666,894,614
H30	600,000	932,328	1,532,328	0	2,668,426,942
R1	339,000	399,452	738,452	1,310,313,000	1,358,852,394
R2	0	52,328	52,328	0	1,358,904,722

2 令和2年度の主な事務・事業について

(1) 被保険者の資格管理に関する事務

①被保険者数の状況

(単位：人)

年 度	被保険者数（うち、障害認定者数）	内 訳	
		1 割負担者	3 割負担者
H28	154,299 (4,090)	148,346	5,953
H29	157,503 (3,894)	151,288	6,215
H30	159,942 (3,793)	153,353	6,589
R1	162,489 (3,627)	155,728	6,761
R2	162,523 (3,564)	155,677	6,846

②市町村別被保険者数の状況

(単位：人)

市町村名	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
和歌山市	51,854	53,713	55,153	56,588	57,119
海南市	9,905	10,043	10,123	10,196	10,063
橋本市	9,350	9,624	9,893	10,133	10,269
有田市	4,674	4,695	4,744	4,854	4,872
御坊市	3,686	3,738	3,771	3,811	3,776
田辺市	12,885	13,051	13,170	13,250	13,127
新宮市	5,681	5,711	5,719	5,773	5,751
紀の川市	9,915	10,067	10,154	10,321	10,349
岩出市	4,697	4,974	5,239	5,510	5,690
紀美野町	2,384	2,377	2,354	2,347	2,296
かつらぎ町	3,485	3,521	3,551	3,549	3,514
九度山町	1,089	1,106	1,105	1,107	1,095
高野町	828	810	801	787	761
湯浅町	2,052	2,065	2,061	2,093	2,077
広川町	1,112	1,131	1,137	1,136	1,130
有田川町	4,949	4,917	4,875	4,853	4,768
美浜町	1,341	1,382	1,407	1,415	1,398
日高町	1,256	1,282	1,273	1,258	1,238
由良町	1,163	1,151	1,145	1,153	1,138
印南町	1,522	1,536	1,530	1,545	1,525
みなべ町	2,175	2,181	2,176	2,168	2,124
日高川町	1,983	1,991	1,980	1,966	1,918
白浜町	4,141	4,215	4,291	4,351	4,343
上富田町	1,960	1,999	2,042	2,059	2,069
すさみ町	1,151	1,139	1,127	1,119	1,093
那智勝浦町	3,338	3,373	3,429	3,460	3,418
太地町	771	767	771	776	762
古座川町	891	868	854	836	826
北山村	145	142	140	144	139
串本町	3,918	3,937	3,929	3,935	3,875
県全体	154,299	157,503	159,942	162,489	162,523

※年間の被保険者数の平均値であり、県全体の人数と市町村の人数の合計は、一致しません。

(2) 医療の給付に関する事務

①医療給付費の状況

被保険者一人当たりの医療給付費は、次のとおりです。

(単位：円)

年 度	被保険者数 (人)	医療給付費	一人当たり 医療給付費
H28	154, 299	134, 118, 595, 084	869, 212
H29	157, 503	139, 216, 999, 632	883, 901
H30	159, 942	140, 408, 834, 305	877, 873
R1	162, 489	146, 292, 223, 439	900, 321
R2	162, 523	141, 687, 812, 133	871, 802

※被保険者数は、年間の平均値を記載しています。

※医療給付費は、返還金等を控除する前の数値を記載しています。

ア 療養給付費の状況

保険医療機関又は保険薬局を通じて被保険者に支給する療養給付費（現物給付）の支給実績は、次のとおりです。

(単位：円)

年 度	全 体		うち、1割負担者分		うち、3割負担者分	
	件数 (件)	給付実績	件数 (件)	給付実績	件数 (件)	給付実績
H28	4, 284, 514	130, 945, 409, 026	4, 116, 359	126, 866, 511, 819	168, 155	4, 078, 897, 207
H29	4, 423, 406	136, 005, 347, 640	4, 244, 534	131, 777, 691, 038	178, 872	4, 227, 656, 602
H30	4, 518, 885	137, 159, 120, 957	4, 329, 520	132, 787, 248, 253	189, 365	4, 371, 872, 704
R1	4, 635, 876	143, 041, 747, 473	4, 439, 439	138, 626, 926, 124	196, 437	4, 414, 821, 349
R2	4, 465, 802	138, 666, 786, 995	4, 276, 001	134, 386, 238, 829	189, 801	4, 280, 548, 166

※件数及び給付実績は、返還金等を控除する前の数値を記載しています。

イ 療養費の状況

補装具、柔道整復師等の施術、入院時食事療養費差額・入院時生活療養費差額等にかかる医療給付費として支給する療養費の支給実績は、次のとおりです。

(単位：円)

年 度	全 体		うち、1割負担者分		うち、3割負担者分	
	件数 (件)	給付実績	件数 (件)	給付実績	件数 (件)	給付実績
H28	165, 738	1, 924, 179, 736	159, 304	1, 875, 839, 104	6, 434	48, 340, 632
H29	166, 595	1, 912, 615, 250	160, 272	1, 867, 063, 020	6, 323	45, 552, 230
H30	162, 939	1, 894, 789, 353	156, 495	1, 847, 634, 237	6, 444	47, 155, 116
R1	161, 237	1, 843, 274, 373	154, 560	1, 796, 431, 219	6, 677	46, 843, 154
R2	141, 320	1, 631, 743, 307	135, 461	1, 589, 795, 953	5, 859	41, 947, 354

※件数及び給付実績は、返還金等を控除する前の数値を記載しています。

ウ 高額療養費給付の状況

1か月に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた被保険者に支給される高額療養費の支給実績は、次のとおりです。

(単位：円)

年 度	全 体	うち、1割負担者分	うち、3割負担者分
H28	1,088,288,063	987,991,387	100,296,676
H29	1,142,579,125	1,038,674,905	103,904,220
H30	1,189,949,825	1,062,607,953	127,341,872
R1	1,243,529,350	1,093,335,008	150,194,342
R2	1,191,777,924	1,053,872,710	137,905,214

※給付実績は、返還金等を控除する前の数値を記載しています。

エ 高額介護合算療養費給付の状況

1年間に支払った介護サービスの利用料と医療費の自己負担額の合算額が一定額を超えた被保険者に支給される高額介護合算療養費の支給実績は、次のとおりです。

(単位：円)

年 度	全 体	うち、1割負担者分	うち、3割負担者分
H28	160,718,259	150,243,389	10,474,870
H29	156,457,617	147,377,830	9,079,787
H30	164,974,170	156,336,495	8,637,675
R1	163,672,243	152,538,196	11,134,047
R2	197,503,907	188,770,466	8,733,441

※給付実績は、返還金等を控除する前の数値を記載しています。

②一部負担金減免の状況

災害の被災等により、一部負担金の支払いが困難な方について、一部負担金を減額又は免除する措置を講じました。

年 度	減免証明書交付者数	
	5割（減額）	10割（免除）
H29	75人	12人
H30	39人	21人
R1	2人	3人
R2	2人	8人

(3) 保険料の賦課・徴収に関する事務

①保険料率の状況

和歌山県における保険料率は、次のとおりです。

年 度	所得割	(不均一賦課)		均等割	(不均一賦課)	
		みなべ町	上富田町		みなべ町	上富田町
H24・H25	8.28%	7.92%	7.95%	43,271 円	41,372 円	41,519 円
H26・H27	8.55%			44,730 円		
H28・H29	8.93%			44,177 円		
H30・R1	8.80%			45,812 円		
R2・R3	9.51%			50,304 円		

※不均一賦課は、平成 25 年度までとなっています。

②保険料軽減の状況

ア 所得の低い方の軽減措置

所得が一定額以下の被保険者世帯の方について、均等割額を 7 割（令和元年度 8 割）・7.75 割（令和元年度 8.5 割）・5 割・2 割軽減する措置を講じました。

区 分	令和 2 年度	令和元年度
7 割（令和元年度 8 割）軽減対象者	45,914 人	46,842 人
7.75 割（令和元年度 8.5 割）軽減対象者	39,329 人	39,138 人
5 割軽減対象者	20,186 人	19,239 人
2 割軽減対象者	17,937 人	17,322 人
計	123,366 人	122,541 人

イ 被扶養者であった方の軽減措置

被用者保険（健保組合等）の被扶養者であった方について、これまで保険料を支払っていなかったことに対する激変緩和措置（所得割なし、均等割額を 5 割軽減）を講じました。

区 分	令和 2 年度	令和元年度
軽減対象者	11,284 人	11,624 人

③保険料減免の状況

災害の被災等により、保険料の納付が困難な方について、保険料を 5 割・10 割減免する措置を講じました。

年 度	減免件数	減免額	内 訳			
			5 割 (減額)		10 割 (免除)	
			件 数	減免額	件 数	減免額
H30	546 件	3, 382, 600 円	509 件	2, 953, 300 円	37 件	429, 300 円
R1	37 件	458, 600 円	13 件	142, 000 円	24 件	316, 600 円
R2	38 件	534, 000 円	6 件	69, 900 円	32 件	464, 100 円

新型コロナウイルス感染症の流行により、収入減少等があった方について、保険料減免措置を講じました。

※納期限が令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに到来する保険料が対象です。

減免保険料 相当年度	事由	減免割合	件数	減免額
R1	主たる生計維持者の死亡	10 割 (免除)	4	72, 300
	主たる生計維持者の重篤な傷病		1	1, 100
	新型コロナウイルス感染症の影響 による、主たる生計維持者の収入 の減少	10 割 (免除)	126	1, 631, 000
		8 割 (減額)	10	205, 100
		6 割 (減額)	9	256, 600
		4 割 (減額)	5	114, 500
		2 割 (減額)	0	0
合計			155	2, 280, 600

減免保険料 相当年度	事由	減免割合	件数	減免額
R2	主たる生計維持者の死亡	10 割 (免除)	2	61, 600
	主たる生計維持者の重篤な傷病		1	11, 300
	新型コロナウイルス感染症の影響 による、主たる生計維持者の収入 の減少	10 割 (免除)	144	9, 505, 900
		8 割 (減額)	11	1, 634, 500
		6 割 (減額)	10	1, 192, 800
		4 割 (減額)	5	886, 800
		2 割 (減額)	0	0
合計		173	13, 292, 900	

④保険料収納の状況

保険料の収納状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分		調定額	収納済額	収納率 (%)	特別徴収 割合 (%)
現 年 度 分	平成 30 年度	8,868,900,900	8,825,431,748	99.50	59.56
	令和元年度	9,299,350,700	9,260,473,677	99.58	60.65
	令和 2 年度	10,425,890,300	10,391,418,026	99.66	61.10
滞 納 繰 越 分	平成 30 年度	83,711,945	30,748,619	36.73	—
	令和元年度	84,056,522	32,201,894	38.30	—
	令和 2 年度	81,147,214	34,141,934	42.07	—

※調定額は居所不明者分調定額を、収納済額は還付未済額を除いています。

※収納率は、小数点第 3 位以下を切捨てしています。

(4) 保健事業に関する事務

①健康診査の状況

ア 医科健康診査

生活習慣病などの早期発見と介護予防に重点を置き、被保険者の健康の保持増進を目的とし実施した健康診査事業（医科）の実績は、次のとおりです。

年 度	受診者数	受診率	健康診査委託料
H30	25,385 人	31.48%	244,802,294 円
R1	28,368 人	34.16%	273,938,983 円
R2	29,903 人	35.83%	293,589,519 円

※受診率は、長期入院、施設入所、生活習慣病治療中の方を除外した被保険者数を用いて算出しています。

健康診査事業（医科）の令和2年度の受診状況（市町村別）は、次のとおりです。

市町村名	受診者数(人)	市町村名	受診者数(人)
和歌山市	12,962 人	有田川町	527 人
海南市	1,832 人	美浜町	211 人
橋本市	1,909 人	日高町	197 人
有田市	891 人	由良町	193 人
御坊市	666 人	印南町	256 人
田辺市	1,891 人	みなべ町	238 人
新宮市	869 人	日高川町	185 人
紀の川市	1,994 人	白浜町	670 人
岩出市	1,332 人	上富田町	411 人
紀美野町	352 人	すさみ町	78 人
かつらぎ町	559 人	那智勝浦町	392 人
九度山町	181 人	太地町	74 人
高野町	79 人	古座川町	125 人
湯浅町	193 人	北山村	34 人
広川町	169 人	串本町	433 人
計			29,903 人

イ 歯科健康診査

口腔機能低下による身体機能や運動機能の低下防止、低栄養状態や誤嚥性肺炎などの疾病を防ぐ嚥下機能の維持、後期高齢者の健康意識向上を目的とし、平成 28 年度から事業を開始した健康診査事業（歯科）の実績は、次のとおりです。

年 度	受診者数	受診率	健康診査委託料
H30	2,974 人	5.80%	12,788,200 円
R1	3,314 人	6.61%	14,250,200 円
R2	2,684 人	5.37%	12,346,400 円

※平成 28 年度から実施し、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳以上の全被保険者を対象者としています。

健康診査事業（歯科）の令和 2 年度の受診状況（市町村別）は、次のとおりです。

市町村名	受診者数(人)	市町村名	受診者数(人)
和歌山市	1,128 人	有田川町	55 人
海南市	155 人	美浜町	12 人
橋本市	201 人	日高町	17 人
有田市	53 人	由良町	15 人
御坊市	58 人	印南町	9 人
田辺市	195 人	みなべ町	23 人
新宮市	81 人	日高川町	29 人
紀の川市	161 人	白浜町	47 人
岩出市	87 人	上富田町	29 人
紀美野町	23 人	すさみ町	15 人
かつらぎ町	70 人	那智勝浦町	67 人
九度山町	18 人	太地町	5 人
高野町	2 人	古座川町	12 人
湯浅町	53 人	北山村	0 人
広川町	17 人	串本町	47 人
計		2,684 人	

②人間ドック等補助金の状況

関係市町村が実施するドック健診事業に対し補助金を交付しました。

年 度	補助市町村数	補助金額
H30	20	37,499,989 円
R1	18	27,502,643 円
R2	17	19,846,832 円

③保健事業と介護予防の一体的な実施の状況

令和元年度まで後期高齢者の保健事業と介護予防事業は別々に行っていました。健康寿命を延伸するため、保健事業を対象者に身近な市町村に委託することで、一体的に実施することを目的として令和2年度より特別調整交付金を活用し、海南市、田辺市、那智勝浦町で開始しました。

実績は次のとおりです。

年 度	委託市町村数	委託料
R2	3	16,883,074 円

(5) 医療費の適正化に関する事務

レセプト点検や医療費通知等を実施することで、医療費の適正化を図りました。

①療養給付費適正化の状況（レセプト点検効果）

項 目	令和元年度		令和2年度	
	件数	金額	件数	金額
過誤調整（再審査）	29,663 件	42,278,702 円	26,481 件	30,939,180 円
不当利得返還	197 件	11,484,716 円	155 件	12,237,414 円
第三者行為求償	236 件	193,907,791 円	240 件	187,115,378 円

②療養費（柔道整復、はり・きゅう、あんま・マッサージ）適正化の状況

柔道整復については、指導監督を行っている県に対し、請求に疑義がある施術所等の情報提供を行うことで適正化に努めています。

はり・きゅう、あんま・マッサージについては、広域連合で審査業務を直接実施することで審査の厳格化を図っています。

療養費の適正化の状況は、次のとおりです。

年 度	施術所（者）	申請書件数	返還請求額
H30	10 件	67 件	2,002,075 円
R1	31 件	2,656 件	13,814,136 円
R2	9 件	171 件	466,839 円

③医療費通知の状況

医療費の費用額や受診日数、医療機関等の名称などを記載したお知らせです。年3回、被保険者に送付しています。

診 療 月	送付時期	件数	委託料
10月～1月 診療分	5月	162,878 件	5,142,058 円
2月～5月 診療分	9月	160,085 件	5,053,883 円
6月～9月 診療分	1月	160,993 件	5,082,549 円
計		483,956 件	15,278,490 円

④ジェネリック医薬品利用差額通知の状況

ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担の軽減可能額や、先発医薬品の処方内容を記載したお知らせです。被保険者の選択肢を広げることにより、自己負担の軽減や医療保険財政の改善に資するため、年2回、被保険者に送付しています。

《 実施の概要 》

1か月に14日以上薬剤（腫瘍用剤、精神神経用剤は除く。）を処方されていて、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額が200円以上軽減される可能性がある被保険者に送付しています。

対 象 月	送付時期	件数	委託料
6月調剤分	8月	16,541件	522,199円
9月調剤分	11月	10,546件	332,937円
計		27,087件	855,136円

⑤重複・頻回受診者相談指導の状況

平成25年度から開始した事業です。重複・頻回受診者への指導業務を市町村に委託しています。令和2年度からは業者委託も実施しています。

年 度	委託先	実績件数	委託料
H30	6町	24件	235,680円
R1	4町	41件	402,620円
R2	4町＋業者委託	87件	750,620円

(6) その他、制度の運営に関する事務

①広報活動の状況

後期高齢者医療制度を効果的かつ効率的に広報するため、県及び関係市町村に広報誌等への掲載を依頼するとともに、ホームページの作成・更新、制度周知のためのパンフレットの配布及びマスメディアによる広報活動を実施しました。

ア 県及び市町村広報の活用

県及び関係市町村の広報誌を通じて、後期高齢者医療制度の内容や保険料率改定、健康診査等について広報を実施しました。

- ・ 県民の友 （県広報誌）
- ・ 関係市町村の広報誌

イ ホームページの活用

広域連合ホームページにより、保険料率改定・健康診査の案内等、各種お知らせを行いました。

ウ パンフレットの配布

後期高齢者医療制度の概要を記したパンフレット（192,000 部）を作成し、被保険者証の更新時に被保険者宛に郵送しました。（印刷製本費 1,260,864 円）

エ マスメディアの活用

保険料率の改定にあたり、令和 2 年 7 月 1 日から 31 日までの間、株式会社テレビ和歌山にコマーシャルを依頼し、テレビスポット CM60 秒の作成及び 21 本の放送、テレビ番組コーナー放送 1 本を行いました。（広告料 1,016,400 円）

②会議等開催の状況

ア 幹事会

関係市町村との緊密な連絡、調整を行うため、幹事会（市町村担当課長会議）を開催しました。

○ブロック幹事会

会議名	開催日	場 所	内 容
紀北ブロック 幹事会	令和 2 年 5 月 15 日（金）	書面会議	広域連合の事務局体制について 制度改正について 保健事業について 基金の状況について 国への要望事項について その他
紀中ブロック 幹事会			
紀南ブロック 幹事会			

○幹事会

会議名	開催日	場 所	内 容
第 1 回幹事会	令和 2 年 7 月 2 日（木）	書面会議	7 月定例会に提出する議案について その他
第 2 回幹事会	令和 2 年 11 月 10 日（火）	自治会館	令和 2 年度決算見込みについて 令和 3 年度予算（暫定案）について その他
第 3 回幹事会	令和 3 年 1 月 19 日（火）	書面会議	2 月定例会に提出する議案について

イ 懇話会

被保険者、医療保険者等の幅広い意見を聴取するため、懇話会を開催しました。

開催日	場 所	内 容
令和 3 年 3 月 10 日 (水)	書面会議	後期高齢者医療制度の運営状況について 保健事業について 第 2 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 中間評価 (素案) について その他

ウ 保健事業推進協議会

保健事業の進め方について、市町村等からの意見を聴き、改善や運営の参考とするため、保健事業推進協議会を開催しました。

開催日	場 所	内 容
令和 2 年 10 月 22 日 (木)	自治会館	保健事業について その他
令和 3 年 3 月 26 日 (金)	書面会議	後期高齢者医療制度の運営状況について 保健事業について 第 2 期保健事業実施計画 (データヘルス計画) 中間評価 (素案) について その他次回協議事項について

エ 事務担当者会議

関係市町村の事務担当者会議を開催し、通常業務の説明等を行いました。

会議名	開催日	場 所	内 容
紀北ブロック 事務担当者会議	令和 2 年 8 月 24 日 (月)	橋本市保健福祉 センター	各種通常業務について 質問、要望事項等について その他
紀中ブロック 事務担当者会議	令和 2 年 8 月 28 日 (金)	日高川町防災セ ンター	
紀南ブロック 事務担当者会議	令和 2 年 8 月 26 日 (水)	串本町役場	

③入札、契約の状況

令和2年度の主な入札・契約は、次のとおりです。

(単位：円)

契約名	契約方法	契約相手名	支出金額
広域連合事務所賃貸借契約	随意契約	株式会社日建	9,599,136
職員住宅賃貸借契約	随意契約	大東建託パートナーズ株式会社	1,909,700
職員住宅賃貸借契約	随意契約	アズマハウス株式会社	1,914,200
職員住宅賃貸借契約	随意契約	馬場 良明	1,296,000
和歌山県後期高齢者医療被保険者証・減額認定証等年次更新印刷封入封緘業務委託契約	指名競争入札	株式会社イセトー営業統括本部	13,574,026
和歌山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム機能改善業務契約	随意契約	富士通株式会社和歌山支店	10,598,445
和歌山県後期高齢者医療広域連合電算処理システム運用管理業務契約	随意契約	富士通株式会社和歌山支店	90,552,000
保険給付業務委託契約	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	5,496,000
レセプト点検委託契約	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	45,457,207
柔整療養費支給申請書内容点検業務委託契約	随意契約 プロポーザル	株式会社メディテクノサービス	3,688,718
レセプト画像処理業務委託契約	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	27,320,992
療養費支給申請書検索システムデータ作成業務委託契約 (柔整、はり・きゅう、あんま・マッサージ)	随意契約 プロポーザル	株式会社メディテクノサービス	1,886,977
第三者行為求償事務委託契約	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	14,153,412
医療費通知業務委託契約	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	15,278,490
保険者事務執行業務委託契約	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	143,142,202
健康診査業務委託契約	随意契約	一般社団法人 和歌山県医師会	293,287,619
歯科健康診査委託契約	随意契約	一般社団法人 和歌山県歯科医師会	12,346,400
医科健康診査に係るデータ管理等業務	随意契約	和歌山県国民健康保険団体連合会	15,763,805
健康診査受診券等印刷封入封緘業務委託契約	指名競争入札	小林クリエイト株式会社 大阪支店	10,385,348
歯科健康診査受診券等印刷封入封緘業務委託契約	指名競争入札	小林クリエイト株式会社 大阪支店	4,122,250
保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務委託契約	随意契約	海南市	9,995,295
保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務委託契約	随意契約	田辺市	4,036,357
保健事業と介護予防の一体的な実施に係る業務委託契約	随意契約	那智勝浦町	2,851,422
電算処理システム機器等賃貸借契約	随意契約	富士通リース株式会社関西支店	74,459,088

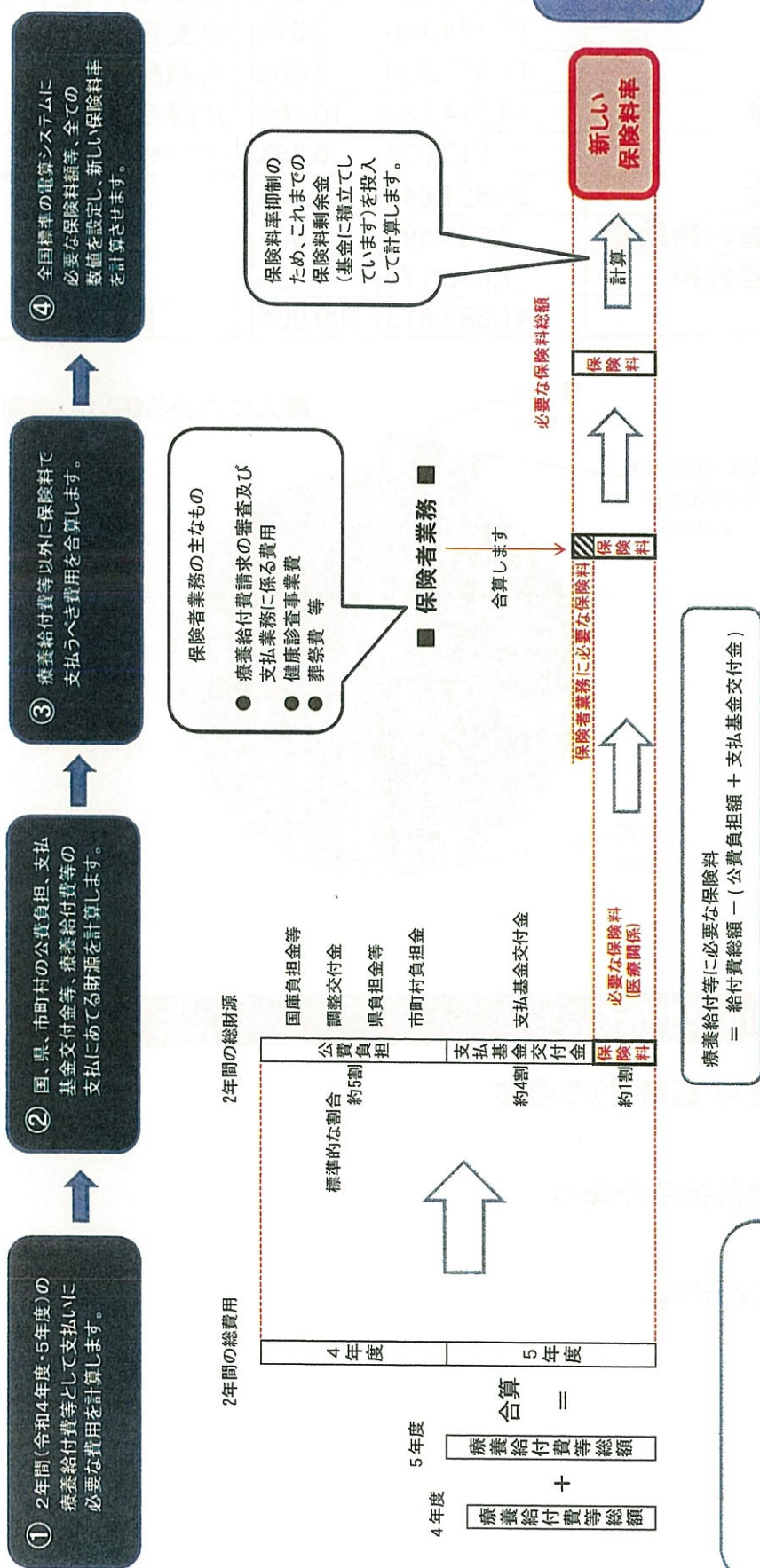
契約名	契約方法	契約相手名	支出金額
和歌山県後期高齢者医療制度の概要パンフレット印刷業務委託契約	指名競争入札	株式会社東京法規出版	1,260,864
後期高齢者医療制度広報業務委託契約	随意契約	株式会社テレビ和歌山	1,016,400

※この表は、支出金額 100 万円以上のものを記載しています

(2) 令和4年度・令和5年度 新保険料率(案)について

1. 保険料率等の計算方法

- 保険料率は2年を単位として、定めることになっています。
(2年間は同じ保険料率です。)



後期高齢者医療制度における保険料率の改定は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第104条第3項に規定される「おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。」に基づき、改定を行うものです。

必要な保険料
＝ 療養給付等に必要な保険料＋保険者業務に必要な保険料

考慮しなければならない事項

- 高齢者人口の伸び
- 1人当たりの医療費の伸び
- 診療報酬の改定
- 後期高齢者負担率

- 高齢者人口の伸び
- 1人当たりの医療費の伸び
- 診療報酬の改定
- 後期高齢者負担率

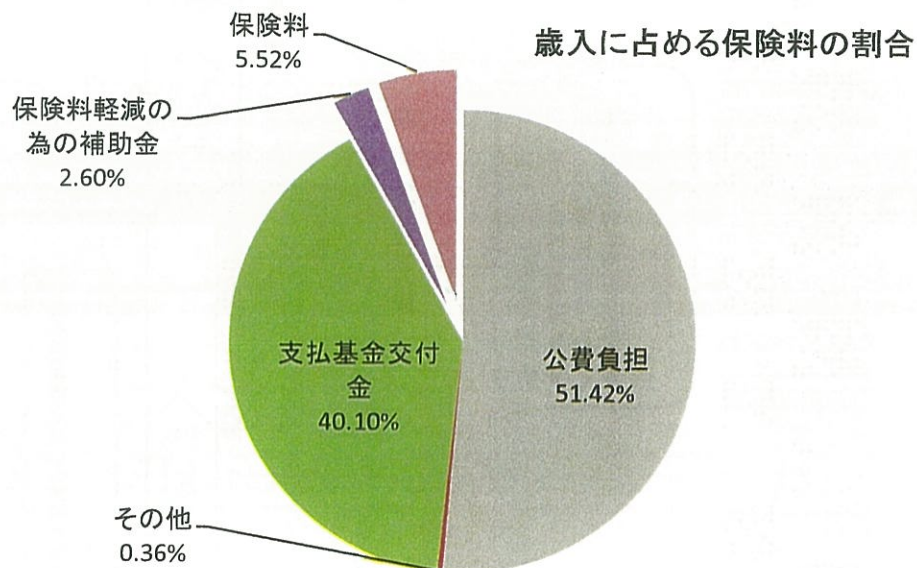
$$\text{療養給付等に必要な保険料} = \text{給付費総額} - (\text{公費負担額} + \text{支払基金交付金})$$

低所得者等に対しては、公費補助により保険料が軽減されます。

2. 療養給付費等(医療費)の状況

令和2年度実績

歳入			歳出		
項目	(千円)	割合	項目	(千円)	割合
国庫負担金	34,979,259	24.69%	療養給付費	138,666,787	97.87%
県負担金	12,144,180	8.57%	療養費	1,631,743	1.15%
市町村負担金	11,417,539	8.06%	高額療養費	1,191,778	0.84%
普通調整交付金	14,314,186	10.10%	介護合算	197,504	0.14%
その他	513,032	0.36%	一部負担金等減免給付金	1	0.00%
支払基金交付金	56,821,945	40.10%			
保険料 軽減の為の補助金	3,681,497	2.60%			
被保険者負担	7,816,175	5.52%			
計	141,687,813	100.00%	計	141,687,813	100.00%



今後保険料増加の要因となるもの

1. 療養給付費等(医療費)の増加
2. 後期高齢者負担率の伸び
3. 高齢者人口の増加

3. 令和4・5年度の保険料収納必要額(見込)

歳出		
項目	(千円)	割合
医療給付費等総額	312,621,955	99.04%
財政安定化基金拠出金	0	0.00%
特別高額医療費共同事業拠出金	173,294	0.05%
保健事業に要する費用	1,532,205	0.49%
審査支払手数料	690,725	0.22%
葬祭費	618,600	0.20%
計	315,636,779	100.00%

歳入		
項目	(千円)	割合
国庫負担金	77,144,041	26.97%
調整交付金	28,492,155	9.96%
都道府県負担金	26,796,799	9.37%
市町村負担金	25,173,619	8.80%
後期高齢者交付金	124,544,631	43.54%
特別高額医療費共同事業交付金	106,509	0.04%
国庫補助金	172,507	0.06%
その他の収入	512,230	0.18%
保険料増加抑制に係る財源	3,071,874	1.07%
計	286,014,365	100.00%

保険料収納必要額

29,622,414 千円

<推計結果>

	令和2年度実績	令和3年度見込	令和4年度見込	令和5年度見込
被保険者数	162,639人	162,000人	168,100人	174,900人
伸び率	0.17%	-0.39%	3.77%	4.05%
1人当たり給付費	871,185円	902,454円	906,555円	916,124円
伸び率	-3.31%	3.59%	0.45%	1.06%
給付費総額	141,688,975,150円	146,197,515,902円	152,391,891,200円	160,230,062,900円
伸び率	-3.15%	3.18%	4.24%	5.14%

被保険者数は3月から2月までの平均値

令和4・5年度保険料率 第3回試算結果

◎ 保険料率の算出

後期高齢者医療に係る費用見込額 (医療給付費等) 約3,156億円	－	後期高齢者医療に係る収入見込額 (国・県・市町村負担金 現役世代からの支援金等) 約2,860億円	=	保険料収納必要額 約296億円
保険料収納必要額 約296億円	÷	予定保険料収納率 99.62%	=	保険料賦課総額 (2か年度) 約297億円 (単年度) 約149億円
保険料賦課割合	均等割賦 課割合 58%	均等割額試算 149億円×58%÷17.2万人	≒	均等割額 50,317円
	所得割賦 課割合 42%	所得割試算 (149億円×42%+13.3億円)÷ ※1 811億円 試算所得総額	≒	所得割率 9.33%

※1 賦課限度額66万円超過により賦課されない所得(13.3億円)を補正しています。

◎ 制度開始以後の保険料率の推移

区 分	平成20・ 21年度	平成22・ 23年度	平成24・ 25年度	平成26・ 27年度	平成28・29 年度	平成30・令 和元年度	令和2・3 年度	令和4・5 年度
所得割率	7.92%	7.91%	8.28%	8.55%	8.93%	8.80%	9.51%	9.33%
均等割額	43,375円	42,649円	43,271円	44,730円	44,177円	45,812円	50,304円	50,317円

【参考】全国順位(令和2・3年度)

区 分	和歌山県	全国順位(高い順)
所得割率	9.51%	15位
均等割額	50,304円	13位
軽減後1人当保険料額	64,507円	30位

《参考資料1》

保険料額の比較（モデルケース）

◆75歳以上単身世帯の場合

年度	(収入)	年金 80万円	年金 153万円	年金 168万円	年金196万円	年金220万円	年金221万円
令和3年度	(保険料)	15,000 円	15,000 円	29,300 円	66,000 円	103,900 円	114,900 円
	(軽減)	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割5割軽減	均等割2割軽減	非該当
令和4・5年度	(保険料)	15,000 円	15,000 円	29,000 円	65,200 円	102,700 円	113,700 円
	(軽減)	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割5割軽減	均等割2割軽減	非該当
(比較)		0 円	0 円	▲ 300 円	▲ 800 円	▲ 1,200 円	▲ 1,200 円

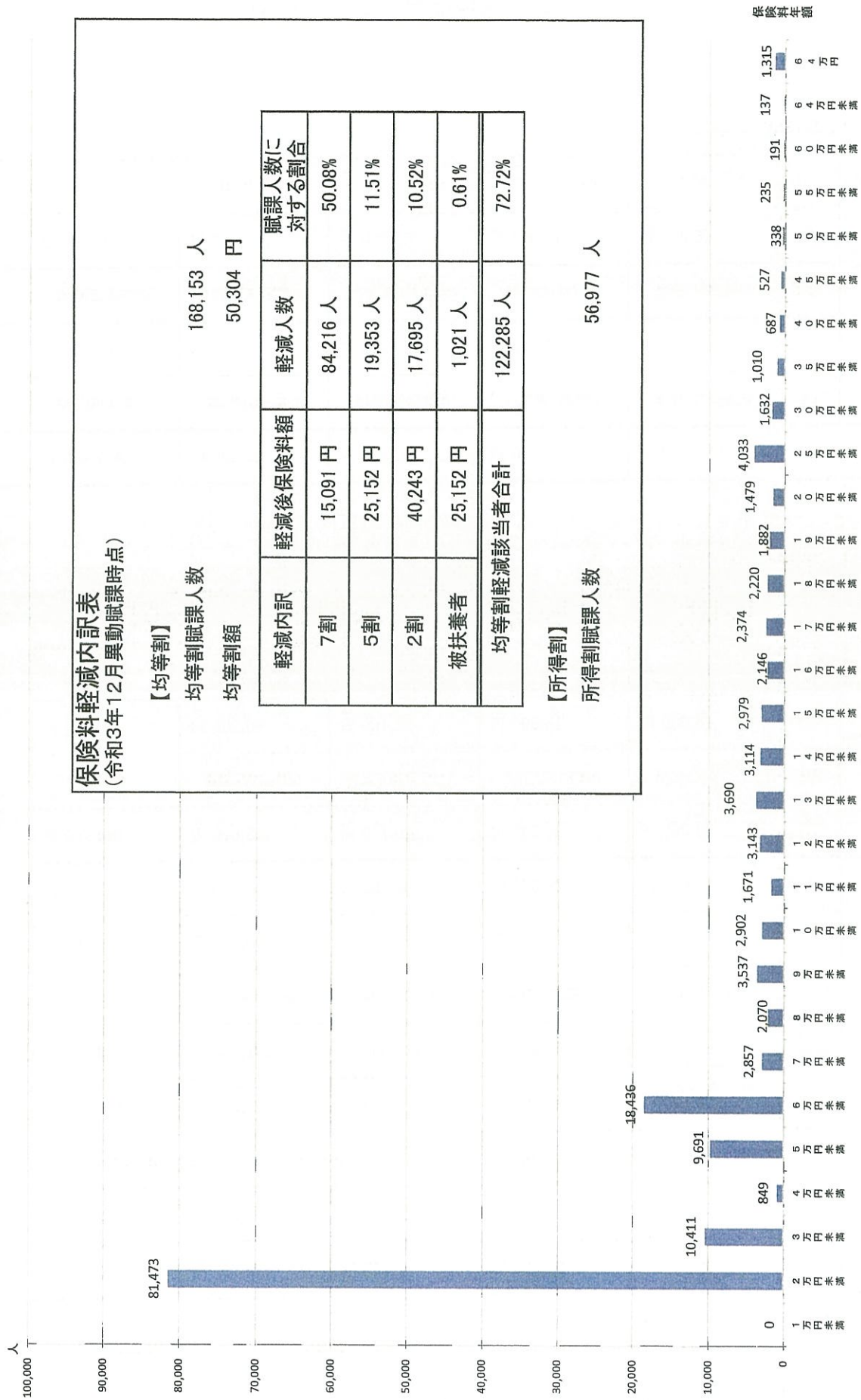
◆75歳以上夫婦の世帯の場合

年度	(収入)	夫:年金153万円 妻:年金 80万円	夫:年金168万円 妻:年金 80万円	夫:年金225万円 妻:年金 80万円	夫:年金272万円 妻:年金 80万円	夫:年金273万円 妻:年金 80万円
令和3年度	夫の保険料	15,000 円	29,300 円	93,600 円	153,400 円	164,400 円
	妻の保険料	15,000 円	15,000 円	25,100 円	40,200 円	50,300 円
	(軽減)	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割5割軽減	均等割2割軽減	非該当
	世帯合計	30,000 円	44,300 円	118,700 円	193,600 円	214,700 円
令和4・5年度	夫の保険料	15,000 円	29,000 円	92,300 円	151,200 円	162,200 円
	妻の保険料	15,000 円	15,000 円	25,100 円	40,200 円	50,300 円
	(軽減)	均等割7割軽減	均等割7割軽減	均等割5割軽減	均等割2割軽減	非該当
	世帯合計	30,000 円	44,000 円	117,400 円	191,400 円	212,500 円
(比較)		0 円	▲ 300 円	▲ 1,300 円	▲ 2,200 円	▲ 2,200 円

◆世帯主(軽減判定所得105万円超)が子供で75歳以上高齢者1人と同世帯の場合 ※均等割軽減非該当

年度	(収入)	年金 80万円	年金 153万円	年金 168万円	年金196万円	年金220万円
令和3年度	(保険料)	50,300 円	50,300 円	64,500 円	91,100 円	114,000 円
令和4・5年度	(保険料)	50,300 円	50,300 円	64,300 円	90,400 円	112,800 円
(比較)		0 円	0 円	▲ 200 円	▲ 700 円	▲ 1,200 円

保険料階層別被保険者数(令和3年12月異動賦課時点)



保険料軽減内訳表
(令和3年12月異動賦課時点)

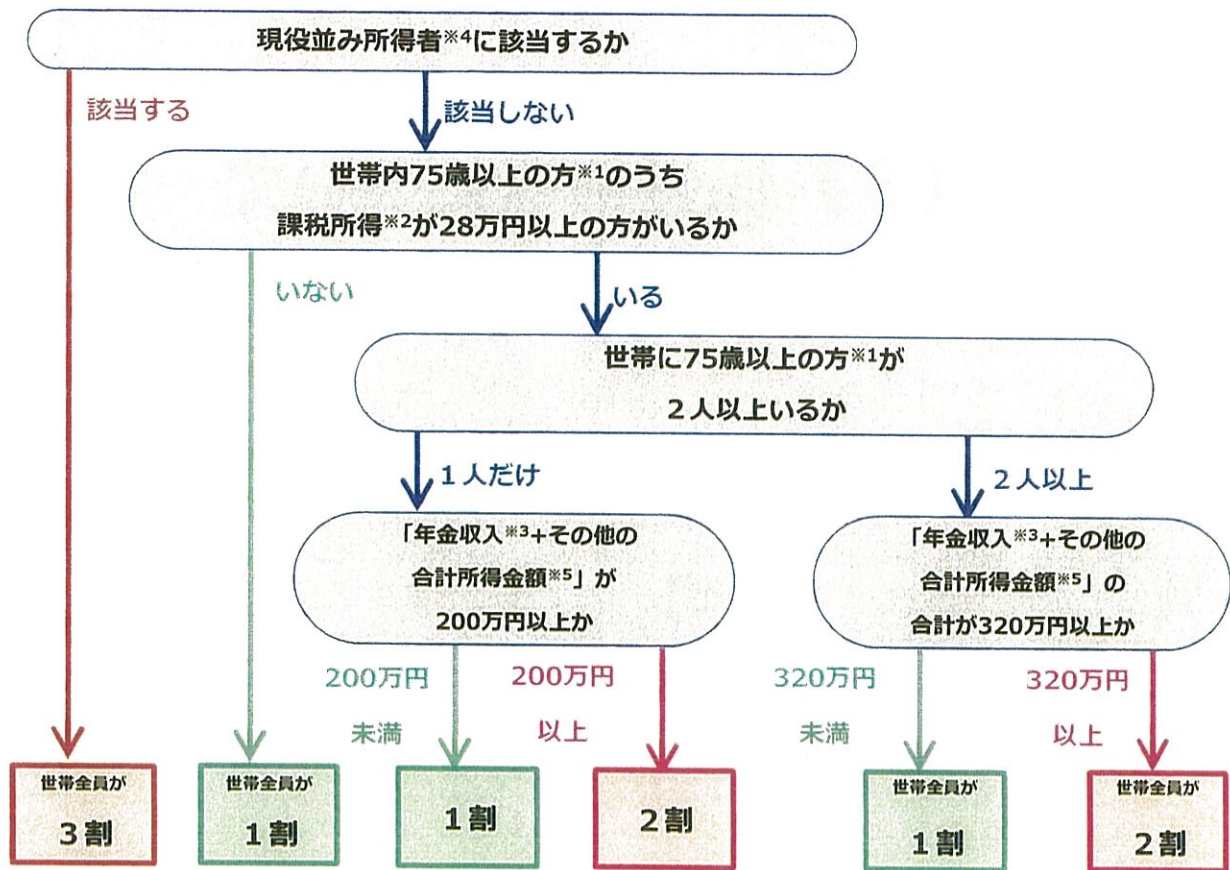
【均等割】
均等割賦課人数 168,153 人
均等割額 50,304 円

軽減内訳	軽減後保険料額	軽減人数	賦課人数に 対する割合
7割	15,091 円	84,216 人	50.08%
5割	25,152 円	19,353 人	11.51%
2割	40,243 円	17,695 人	10.52%
被扶養者	25,152 円	1,021 人	0.61%
均等割軽減該当者合計		122,285 人	72.72%

【所得割】
所得割賦課人数 56,977 人

《参考資料3》 後期高齢者医療保険料や窓口負担割合に関する見直しについて

令和4年10月から、一定以上の所得のある方は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き 医療費の窓口負担割合が2割になります。



- ※1 後期高齢者医療の被保険者とは
75歳以上の方(65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む)
- ※2 「課税所得」とは住民税納税通知書の「課税標準」の額(前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除(基礎控除や社会保険料控除等)を差し引いた後の金額)です。
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方。
- ※5 「その他の合計所得金額」とは事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

《参考資料4》 賦課限度額(保険料の上限)の見直しについて

年度	平成23年度まで	平成24～25年度	平成26～27年度	平成28～29年度	平成30～令和元年度	令和2～3年度	令和4～5年度
賦課限度額	50万円	55万円	57万円		62万円	64万円	66万円

(3) 保健事業について

1 健康診査

(1) 事業概要

①実施目的

生活習慣病及びフレイル等の早期発見や重症化予防、介護予防、医療費適正化に重点を置くとともに、後期高齢者が自らの健康状態を確認することにより適切な療養の維持、生活の質の確保を基本的な目的としています。

②実施形態

個別健診は、広域連合が実施主体となり、県医師会に委託して、県医師会加盟医療機関にて実施しています。また、集団健診は、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、印南町、太地町、古座川町、北山村で実施しています。集団健診を実施している市町村の被保険者は、個別・集団健診を選択して受診しています。

③健診項目

問診（令和 2 年度より高齢者の質問票）・計測（身長、体重、BMI、血圧）・診察（身体診察）・血液検査（脂質、肝機能、糖代謝）・尿検査（腎機能）を基本項目とし、詳細健診項目として貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット）・心電図・眼底検査・クレアチニン検査を行っています。令和 2 年度よりクレアチニン検査を受診者全員に実施*しています。

また、令和 4 年度より追加健診項目として血清アルブミン・尿酸・白血球・血小板・尿潜血を追加し、貧血検査（赤血球数、血色素量、ヘマトクリット）を全員に実施*予定となっています。

*・・・詳細健診対象者以外は追加健診として実施

④実施方法

当広域連合から被保険者全員に受診券を送付し、各自で希望する実施医療機関に予約し受診します。（集団健診の場合は、市町村役場へ申込み）受診期間は 6 月～翌年 2 月で、自己負担金は無料（平成 29 年度から）です。

⑤受診状況

令和 2 年度の和歌山県の健康診査受診率は、コロナ禍にも関わらず全被保険者の 18.34%、対象者の 35.8%と令和元年度（被保険者の 17.56%、対象者の 34.2%）より増加しており、令和 2 年度全国平均受診率（見込）より上回っています。

⑥その他取組み

平成 30 年度より健診未受診者に対して、個別受診勧奨はがきを送付しています。

令和 2 年度の実績

勧奨はがき送付数	9,577 人
内受診者	2,273 人（受診率 23.73%）

(2) 健康診査後のフォロー

①実施目的

集団健診の結果、特に生活習慣病のリスクが高い医療機関未受診者に対して、医療機関受診勧奨通知を送付し、医療につなぐことで重症化を予防することを目的に令和元年度から実施しています。

②対象

集団健診受診者のうち、検査結果が受診勧奨領域で医療機関未管理者（後期高齢者に対しても結果説明会等行っている市町村の受診者は除く）。

③実施方法

医療機関受診勧奨通知の送付

④実施結果

4月～11月受診者

対象者	受診者		未受診者
	医療受診	健診受診	
12人	7人	4人	1人
	58.3%	33.3%	8.3%

12月～3月受診者

対象者	受診者		未受診者
	医療受診	健診受診	
2人	1人	1人	0人
	50.0%	50.0%	0.0%

(3) 今後の取組

健康診査について、受診率の向上を図るために広報活動を実施するとともに、市町村と協力のもと健診受診の啓発活動等を行います。また、より受診しやすい環境づくりを目的に市町村の集団健診の実施市町村数を増やしていきたいと考えています。

和歌山県後期高齢者医療健康診査受診状況

健康診査受診状況（年度別）

事項	対象者数	受診者数	受診率	受診率(国)
平成28年度	73,411人	17,637人	24.0%	28.7%
平成29年度	79,010人	23,316人	29.5%	28.8%
平成30年度	80,642人	25,385人	31.5%	28.9%
令和元年度	83,035人	28,368人	34.2%	30.5%
令和2年度	83,469人	29,903人	35.8%	29.4%

※受診率は、長期入院、施設入所、生活習慣病治療中の方を除外して算出しています。

令和2年度健康診査事業受診状況（市町村別）

事項	被保険者数	受診者数	受診率
和歌山市	57,068人	12,962人	22.7%
海南市	10,164人	1,832人	18.0%
橋本市	10,225人	1,909人	18.7%
有田市	4,893人	891人	18.2%
御坊市	3,807人	666人	17.5%
田辺市	13,220人	1,891人	14.3%
新宮市	5,791人	869人	15.0%
紀の川市	10,369人	1,994人	19.2%
岩出市	5,632人	1,332人	23.7%
紀美野町	2,331人	352人	15.1%
かつらぎ町	3,538人	559人	15.8%
九度山町	1,105人	181人	16.4%
高野町	775人	79人	10.2%
湯浅町	2,098人	193人	9.2%
広川町	1,129人	169人	15.0%
有田川町	4,818人	527人	10.9%
美浜町	1,407人	211人	15.0%
日高町	1,255人	197人	15.7%
由良町	1,147人	193人	16.8%
印南町	1,537人	256人	16.7%
みなべ町	2,147人	238人	11.1%
日高川町	1,943人	185人	9.5%
白浜町	4,383人	670人	15.3%
上富田町	2,069人	411人	19.9%
すさみ町	1,116人	78人	7.0%
那智勝浦町	3,450人	392人	11.4%
太地町	766人	74人	9.7%
古座川町	834人	125人	15.0%
北山村	144人	34人	23.6%
串本町	3,923人	433人	11.0%
計	163,084人	29,903人	18.3%
対象除外者	79,615人	(生活習慣病治療中、施設入所、長期入院の方)	
対象者	83,469人		35.8%

健康診査受診状況（支払ベース）

事項	令和2年度	令和3年度
対象者数	163,084人	161,689人
6月支払	149人	205人
7月支払	15人	109人
8月支払	1,223人	943人
9月支払	4,184人	2,865人
10月支払	3,752人	3,092人
11月支払	2,516人	2,500人
12月支払	3,143人	3,163人
小計	14,982人	12,877人
受診率	9.2%	8.0%

2 歯科健康診査

(1) 事業概要

①実施目的

歯・歯肉の状態や口腔内の衛生状態に問題がある高齢者や、口腔機能の低下の恐れがある高齢者をスクリーニングし、詳しい検査や治療等につなげることで、口腔機能の維持・向上、全身疾患の予防等を実現することを目的としています。

②実施形態

広域連合が実施主体となり、県歯科医師会に委託して、県歯科医師会加盟医療機関にて実施しています。

③健診項目

問診・口腔内診査（歯の状態、歯周組織の状況、口腔衛生状況、噛み合わせ、口腔乾燥、粘膜の異常）・口腔機能検査（咀嚼（噛む）能力、舌機能、嚥下（飲み込み）機能）です。

④実施方法

広域連合から、前年度末時点で75歳、80歳、85歳及び90歳以上の被保険者に受診券を送付し、各自で希望する実施医療機関に予約し受診します。受診期間は6月～翌年2月で、自己負担金は無料です。

⑤受診状況

令和2年度の受診者数は2,684人で、受診率は5.3%でした。令和元年度に6.6%と平成30年度の5.8%から上昇傾向がみられたものの、コロナ禍の影響もあり令和2年度は平成30年度を下まわる状況でした。

(2) 今後の取組

受診率向上のための、広報活動を実施するとともに、市町村と協力して歯科健康診査の受診率向上に努めます。令和3年度から対象者に対する受診勧奨通知を実施します。

和歌山県後期高齢者医療歯科健康診査受診状況

健康診査受診状況（年度別）

事項	対象者数	受診者数	受診率
平成30年度	51,278人	2,974人	5.8%
令和元年度	50,629人	3,314人	6.5%
令和2年度	50,457人	2,684人	5.3%

和歌山県後期高齢者医療歯科健康診査受診状況

令和2年度歯科健康診査事業受診状況（市町村別）

事項	被保険者数	受診者数	受診率
和歌山市	16,881人	1,128人	6.7%
海南市	3,148人	155人	4.9%
橋本市	3,156人	201人	6.4%
有田市	1,500人	53人	3.5%
御坊市	1,099人	58人	5.3%
田辺市	4,201人	195人	4.6%
新宮市	1,832人	81人	4.4%
紀の川市	3,238人	161人	5.0%
岩出市	1,589人	87人	5.5%
紀美野町	797人	23人	2.9%
かつらぎ町	1,170人	70人	6.0%
九度山町	376人	18人	4.8%
高野町	252人	2人	0.8%
湯浅町	653人	53人	8.1%
広川町	353人	17人	4.8%
有田川町	1,617人	55人	3.4%
美浜町	441人	12人	2.7%
日高町	439人	17人	3.9%
由良町	369人	15人	4.1%
印南町	525人	9人	1.7%
みなべ町	683人	23人	3.4%
日高川町	675人	29人	4.3%
白浜町	1,424人	47人	3.3%
上富田町	657人	29人	4.4%
すさみ町	399人	15人	3.8%
那智勝浦町	1,077人	67人	6.2%
太地町	262人	5人	1.9%
古座川町	300人	12人	4.0%
北山村	53人	0人	0.0%
串本町	1,291人	47人	3.6%
計	50,457人	2,684人	5.3%

令和2年度歯科健康診査受診状況（年齢別）

対象年齢	対象者数	受診者数	受診率
75歳	11,499人	1,121人	9.7%
80歳	9,211人	654人	7.1%
85歳	7,564人	374人	4.9%
90歳以上	22,183人	535人	2.4%
計	50,457人	2,684人	5.3%

歯科健康診査受診状況（支払ベース）

事項	令和2年度	令和3年度
対象者数	50,457人	49,732人
7月支払	659人	609人
8月支払	416人	353人
9月支払	213人	256人
10月支払	220人	222人
11月支払	281人	250人
小計	1,789人	1,690人
受診率	3.5%	3.4%

3 ドック健診事業費補助金

(1) 事業概要

①実施目的

市町村が行うドック健診に要する費用について助成することにより、疾病の早期発見及び早期治療に役立て、後期高齢者医療被保険者の健康保持増進を図ります。

②実施形態

和歌山県下19市町村（令和3年度）が実施する人間ドッグ及び脳ドッグ健診に対し、補助金を交付しています。また、受診結果を提供（特定健診データ管理システムに登録）することで、健康診査の受診率の向上を図るとともに、保健事業のために活用しています。

③補助金交付実績

交付年度	交付者数	交付額	交付市町村数
平成 30 年度	1, 537 人	37, 499, 989 円	20 市町村
令和元年度	1, 526 人	27, 502, 643 円	20 市町村
令和 2 年度	1, 351 人	19, 846, 832 円	20 市町村

(2) 財源

特別調整交付金が令和 2 年度で廃止されたため、令和 3 年度から一般財源（＝保険料）

(3) 今後の方針

【補助金交付案】

補助率については、補助対象額に対し1/2を補助します。但し、広域連合全体の補助金交付上限額を37, 500, 000円とし、1 件当たりの補助金交付上限額を20, 000円とします。

なお、補助交付上限額を超えて実績があった場合については、当広域連合の予算の範囲内を按分して交付します。

市町村別ドック健診受診者数

	市町村名	内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1	和歌山市	日帰り人間ドック	468人	467人	525人	640人	637
2	海南市	日帰り人間ドック	64人	95人	66人	118人	—
3	橋本市	脳ドック	20人	20人	20人	19人	19人
4	有田市	日帰り人間ドック	9人	12人	14人	19人	17人
5	御坊市	日帰り人間ドック	29人	34人	30人	38人	38人
6	田辺市	日帰り人間ドック・脳ドック	357人	356人	360人	236人	252人
7	新宮市	脳ドック	10人	10人	10人	0人	2人
8	紀の川市	脳ドック	29人	29人	29人	29人	18人
9	岩出市	日帰り人間ドック	9人	11人	10人	11人	10人
10	かつらぎ町	日帰り人間ドック	26人	21人	23人	21人	23人
11	九度山町	1泊人間ドック	0人	0人	0人	0人	0人
12	湯浅町	人間ドック・脳ドック・ 1日ドック	19人	18人	19人	26人	18人
13	広川町	脳ドック	9人	10人	10人	7人	7人
14	有田川町	日帰り人間ドック・脳ドック 人間ドック+脳ドック	101人	119人	122人	111人	85人
15	美浜町	日帰り人間ドック	20人	29人	30人	29人	30人
16	日高町	日帰り人間ドック	11人	16人	19人	25人	18人
17	印南町	脳ドック	39人	45人	40人	0人	—
18	日高川町	日帰り人間ドック	17人	18人	24人	21人	24人
19	白浜町	日帰り人間ドック	111人	120人	124人	125人	112人
20	上富田町	1日ドック+脳ドック・ 1日ドック・脳ドック	48人	58人	57人	49人	41人
21	太地町	脳ドック	5人	3人	5人	2人	0人
22	北山村	日帰り人間ドック・脳ドック	0人	0人	0人	0人	0人
	合 計		1,401人	1,491人	1,537人	1,526人	1,351人

4 重複及び頻回受診者等相談指導事業

(1) 事業概要

①実施目的

対象となる被保険者等を訪問し、適正な受診・投薬の勧奨を行うことにより、健康の維持増進、医療費の適正化を図ります。

②実施形態

当広域連合が事業主体で、各市町村及び業者（令和2年度～）に委託し事業を行っています。

③実施方法

広域連合がレセプト情報から指導対象者を抽出し、市町村の保健師・看護師等が1人の対象者につき原則2回の指導を行います。

【重複受診者】同一傷病について、同一診療科目の保険医療機関を1か月につき3か所以上受診し、その状態が3か月以上継続している者であって、保健指導及び助言が必要なもの。

【頻回受診者】同一傷病について、同一診療科目の保険医療機関を1か月につき15日以上受診し、その状態が3か月以上継続している者であって、保健指導及び助言が必要なもの。

【多剤服薬者】2医療機関から3剤以上の服薬している状態が2か月以上継続している者であって、保健指導及び助言が必要なもの。（令和2年度業者委託分から）

④令和2年度の実績

市町村	重複受診者			頻回受診者			多剤服薬			合計	
	対象者	指導者数		対象者	指導者数		対象者	指導者数		指導者数	
		実人数	延べ人数		実人数	延べ人数		実人数	延べ人数	実人数	延べ人数
岩出市	17	1	1	71	0	0	—	—	—	1	1
高野町	1	0	0	0	0	0	—	—	—	0	0
湯浅町	0	0	0	4	4	8	—	—	—	4	8
美浜町	3	0	0	6	0	0	—	—	—	0	0
印南町	2	1	2	1	0	0	—	—	—	1	2
太地町	0	0	0	3	3	6	—	—	—	3	6
広域連合 (業者委託)	175	36	42	361	6	54	24	1	1	43	97
合計	198	38	45	446	13	68	24	1	1	52	114

(2) 今後の取組

市町村の保健師・看護師等の人材不足等により事業委託が難しい状況が続いています。また、令和2年度から業者への委託（実施市町村を除く）を開始しています。令和2年度の業者委託分から、従来から実施の重複・頻回受診者に加え多剤服薬者（2か月以上「2医療機関以上3剤以上」投薬のもの）も追加して実施しています。令和2年度から開始している「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」のハイリスクアプローチの対象事業となっています。

5 糖尿病性腎症重症化予防事業

(1) 事業概要

(1) 実施目的

和歌山県後期高齢者では、透析新規導入者において糖尿病等生活習慣病を原因とする者の割合が約 2/3 と高い状態にあります。

そこで、適切な医療の管理のもと、糖尿病性腎症の発症や重症化を予防することにより、腎機能の低下や人工透析導入を遅延させることを目的とします。

(2) 対象

健診結果にて①HbA1c6.5%以上かつ、②腎機能低下（尿蛋白（+）以上または eGFR45ml/ min/1.73 m²未満）があり、③レセプトデータ（糖尿病）がない者（認知症・慢性腎不全等のものおよび 90 歳以上の者は除く）

(3) 実施方法

広域連合にて対象者を抽出し、医療機関受診勧奨パンフレットおよび連絡票（対象者が医療機関に渡し医療機関が所定の事項を記入し広域連合に送付する）を送付します。

返信がないものに対しては、受診状況を確認し、必要に応じて訪問指導を行います。

(4) 実施結果

対象者	31 人	
受診者	24 人	勧奨後受診率 77.4%
未受診者	7 人	コロナ禍のため訪問未実施

※対象者は令和元年度健診結果より抽出

6 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(1) 背景

75 歳以上に到達すると、それまで加入していた国民健康保険制度から、後期高齢者医療制度に移動することになっています。この結果、保健事業の実施主体についても市町村等から後期高齢者医療広域連合に移ることとなり、74 歳までの国民健康保険制度の保健事業と 75 歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が、適切に継続されてきませんでした。

また、高齢者は複数の慢性疾患に加え、認知機能や社会的なつながりが低下するといったフレイル（＝虚弱）状態になりやすい等、疾病予防と生活機能維持の両面にわたるニーズを有しています。しかしながら、高齢者保健事業は広域連合が主体となって実施し、介護予防は市町村が主体となって実施していました。

このような状況の中で、市町村は、市民に身近な立場からきめ細やかな住民サービスを提供することができ、介護保険や国民健康保険の保険者であるため保健事業や介護予防についてもノウハウを有すること等から、高齢者の心身の特性に応じてきめ細やかな保健事業を行うために、個々の事業において広域連合が市町村に委託できるように法が整備されました。

(2) 一体化での広域連合の役割

広域連合においては、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を効果的かつ効率的に進めるため、後期高齢者医療の保険者として域内の高齢者保健事業の方針や連携内容を明確にした上で、その方針等に基づき構成市町村に保健事業の実施を委託し、介護予防の取組等との一体的な実施を進めていきます。

(3) 委託事業内容

① 高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）

下記ア～ウのいずれか一つ以上の実施

ア 低栄養防止・重症化予防の取組

低栄養、筋量低下、口腔機能低下等の予防のため、医療専門職（保健師・歯科衛生士・管理栄養士）による立ち寄り型の相談や訪問相談・保健指導等を実施する。

イ 重複・頻回受診者、重複投薬者等への相談・指導の取組

レセプト情報等により抽出した重複・頻回受診者、重複投薬者、併用禁忌薬がある者及び多量投薬者に対する、医療専門職による訪問指導を実施する。

ウ 健康状態が不明な高齢者の状態把握、必要なサービスへの接続

KDB システム等から抽出した、医療や介護サービス等につながっておらず健康状態が不明な高齢者や閉じこもりの可能性がある高齢者等に対し、アウトリーチ支援を行い、必要なサービスにつなげる。

② 通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）

通いの場等において、医療専門職が次のア又はイのいずれか又は両方、地域の実情に応じてウ、必要に応じてエを実施。

ア フレイル予防の普及啓発活動、運動・栄養・口腔等の健康教育・健康相談

イ 後期高齢者の質問票を活用し、フレイル状態の高齢者の把握、状態に応じた保健指導や生活機能向上にむけた支援等

ウ 地域の実情に応じ、高齢者の健康に関して日常的に気軽に相談できる環境づくり等

エ ア～ウの取組において把握された高齢者の状況に応じて健診・医療の受診勧奨や介護サービスの利用勧奨等

(4) 委託の期間

当該年度の4月1日から3月31日まで

※当事業については令和6年度までに全市町村で開始

(5) 委託料の算定方法

1 企画・調整を担当する医療専門職（正規職員）の経費

- ・実施日常生活圏域11圏域未満1人。11以上21圏域未満2人（以降10圏域ごと1人）
- ・当該職員の人件費相当部分のみを対象とし、上限は5,800千円（+消費税）とする。

2 地域を担当する医療専門職（常勤・非常勤を問わない）等の経費

- ・当該医療専門職の人件費として当該市町村内の実施日常生活圏域の数×3,500千円（+消費税）を上限とする。（数人で分割可）
- ・その他経費は旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、物品購入費等で上限は500千円（+消費税）とする。

注）保健事業の一部を関係機関又は関係団体に委託できるが、保健事業の企画立案や実施状況の把握・検証等は市町村が責任を持って行い、事業の実施・運営等を適切に実施できる関係機関又は関係団体に委託すること。

令和3年度 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施市町村の状況

市町村名	海南市	田辺市	紀美野町	高野町	那智勝浦町	古座川町
取組を実施する日常生活圏域数	3 / 3	5 / 5	1 / 1	2 / 2	2 / 2	1 / 1

令和3年度 実施市町村 取組状況

		海南市(2)	田辺市(2)	那智勝浦町(2)	紀美野町	高野町	古座川町
開始月		R3.4	R3.4	R3.5	R3.4	R3.6	R3.4
実施圏域数		3	5	2	1	2	1
ハイスコアアプローチ	ア 生活習慣病等重症化予防（糖尿病性腎症）	●	●		●		
	ア 生活習慣病等重症化予防（その他生活習慣病）		● （高血圧・男性高LDL血症・糖尿病・腎臓病）			●（高血圧）	●（高血圧）
	ア 低栄養防止		●		●		
	イ 重複・頻回受診、重複投薬等相談・指導						
	ウ 健康状態不明者対策			●		●	
ホビュレーション	ア フレイル予防の普及および健康教育・健康相談	●	●	●	●	●	●
	イ フレイル状態にある高齢者の把握および保健指導	●	●		●		●
	ウ 気軽に相談を行える環境づくり・普及啓発および参加勧奨		●				
	エ 必要なサービスへの勧奨	●	●	●			●

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施（市町村における実施のイメージ図）

市町村が一体的に実施

④ 多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握し、アウトリーチ支援等を通じて、必要な医療サービスに接続。

国保中央会・国保連が、分析マニキュアル作成・市町村職員への研修等を実施

医療・介護データ解析

② 高齢者一人ひとりの医療・介護等の情報を一括把握
③ 地域の健康課題を整理・分析



① 市町村は次の医療専門職を配置
・事業全体のコーディネートや企画調整・分析を行うため、市町村に保健師等を配置
・高齢者に対する個別の支援や通いの場等への関与等を行うため、日常生活圏域に保健師、管理栄養士、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置

経費は広域連合が交付
(保険料財源+特別調整交付金)
○企画・調整・分析等を行う医療専門職の配置
○日常生活圏域に医療専門職の配置
等に要する費用（委託事業費）

保健事業

⑤ 国民健康保険と後期高齢者医療制度の保健事業を接続

疾病予防・重症化予防

・健診結果等を活用した保健指導
・かかりつけ医と連携した疾病管理や重症化予防
・健康教育、健康相談、適切な受診勧奨等
・介護予防との一体的なフレイル予防（運動・栄養・口腔等）の取組

⑥ 社会参加を含むフレイル対策を視野に入れた取組へ

介護予防の事業等

生活機能の改善

⑨ 民間機関の連携等、通いの場の大幅な拡充や、個人のインセンティブとなるポイント制度等を活用

⑩ 市民自らが担い手となつて、積極的に参画する機会の充実



⑦ 医療専門職が、通いの場等にも積極的に関与

医師会・歯科医師会・薬剤師会等医療関係団体

かかりつけ医等

⑧ 通いの場への参加勧奨や、事業内容全体等への助言を実施

⑪ 通いの場に、保健医療の視点からの支援が積極的に加わることで、
・通いの場や住民主体の支援の場で、専門職による健康相談等を受けられる。
・ショッピングセンターなどの生活拠点等を含め、日常的に健康づくりを意識できる魅力的な取組に参加できる。
・フレイル状態にある者等を、適切に医療サービスに接続。

～2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開（健康寿命延伸プラン工程表）～

取組の推進に向けた体制整備

- 事例の横展開・県内の健康課題の俯瞰的



43

（４）第４次広域計画（案）について

和歌山県後期高齢者医療広域連合

第4次広域計画（案）

〔令和4年度～令和8年度〕

令和4年2月

和歌山県後期高齢者医療広域連合

目 次

1	広域計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
	（１）広域計画の趣旨	
	（２）広域計画の項目	
2	現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
	（１）医療制度の安定化・適正化に向けた取組の実施	
	（２）広域連合の健全かつ安定的な運営	
	（３）被保険者等への情報提供と個人情報の適正管理	
4	基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
	医療制度の安定化・適正化に向けた取組の実施	
	（１）医療費の適正化	
	（２）保健事業の推進	
	（３）データヘルスの推進	
	広域連合の健全かつ安定的な運営	
	（４）保険料の賦課と収納	
	（５）安定的な財政運営	
	（６）事務処理の効率化	
	被保険者等への情報提供と個人情報の適正管理	
	（７）広報活動	
	（８）個人情報の適正管理	
5	広域連合及び関係市町村が行う事務・・・・・・・・・・	P 4
	（１）被保険者の資格の管理に関する事務	
	（２）医療給付に関する事務	
	（３）保険料の賦課及び徴収に関する事務	
	（４）保健事業に関する事務	
	（５）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務	
6	広域計画の期間及び改定・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5

1 広域計画の概要

(1) 広域計画の趣旨

和歌山県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、後期高齢者医療制度の運営主体である和歌山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の7の規定に基づき、事業を総合的かつ計画的に実施するため、関係市町村との役割分担や連絡調整を行う事項について定めるものです。

広域連合におきましては、平成19年度に平成23年度までの5か年を計画期間とする第1次広域計画を策定し、その後、平成24年度に第2次広域計画（平成24年度から平成28年度）、平成28年度に第3次広域計画（平成29年度から令和3年度）を策定し、令和元年度に第3次広域計画を改定して後期高齢者医療に係る様々な施策等を実施してきました。

この度、第3次広域計画の計画期間の終了を迎えることから後期高齢者医療制度を取り巻く新たな課題に対し、引き続き市町村と緊密に連携・協力しながら、後期高齢者医療制度の安定的な運営を行っていくため、令和4年度からの後期高齢者医療制度に係る事務処理について基本的な事項を定めるものです。

(2) 広域計画の項目

広域計画は、地方自治法第284条第3項を受けて定められた和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について定めます。

- ① 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- ② 広域計画の期間及び改定に関すること。

2 現状と課題

和歌山県の後期高齢者医療被保険者数は、制度発足当初（平成20年4月末）は、135,058人でありましたが、令和3年3月末では、161,689人と増加しています。

また、一人当たりの医療費も、平成20年度の837,831円から令和2年度は871,802円となり、増加しています。

今後も、高齢化の進展により、被保険者は増加することが予測されます。また、一人当たり医療費も医療技術の進歩・高度化等により増加していくものと考

えられます。さらには、本制度を支える現役世代は減り続けるなど、高齢者医療を取り巻く環境は厳しさを増すものと想定されます。このことから、医療費の伸びをできるだけ緩やかなものとし、安定的な制度運営を行うためには、医療費の適正化や被保険者の健康保持の増進、健康寿命の延伸のための保健事業を推進するなど、保険者機能を強化する取組が一層必要となっています。

3 基本方針

第4次広域計画は、本県の現状と課題を踏まえ、被保険者が必要なときに適切な医療を受けることで、安心して健やかな生活を送ることができるよう、後期高齢者医療制度を健全かつ円滑に運営するため、次に掲げる項目を基本方針とします。

- (1) 医療制度の安定化・適正化に向けた取組の実施
- (2) 広域連合の健全かつ安定的な運営
- (3) 被保険者等への情報提供と個人情報の適正管理

4 基本施策

広域連合は、基本方針に基づき、次に掲げる基本施策に積極的に取り組めます。各施策の実施に当たっては、広域連合と関係市町村が役割を分担し、相互に連携を図りながら進めます。

医療制度の安定化・適正化に向けた取組の実施

(1) 医療費の適正化

医療費は、被保険者数の増加と医療技術の進歩・高度化等により、今後増大が見込まれます。

医療費の適正化は、将来にわたり安心して医療サービスが受けられる後期高齢者医療制度を堅持するため重要であることから、レセプト等の点検、ジェネリック医薬品の使用促進、重複・頻回受診者等への相談指導、第三者行為に係る求償並びに不正・不当利得への対応等への取組を推進します。

(2) 保健事業の推進

被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸を目的とする保健事業は、被保険者のQOL（生活の質）の向上に資することに加え、将来の医療費の増大を緩やかにすることにつながるため、健康診査（歯科健診含む）、生

活習慣病等の重症化予防、フレイル（虚弱）対策並びに高齢者の抱える多種多様な健康課題に対応し、高齢者の特性を踏まえた保健事業を行うための保健事業と介護予防の一体的な実施等、関係市町村及び関係機関等と連携し、効果的かつ効率的な事業を推進します。

（３）データヘルスの推進

保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づき、被保険者の疾病や受診の状況、医薬品に関する情報の収集・分析を進め、地域の特性や課題を把握した上で効果的な保健事業を実施し、医療費の適正化を推進します。

広域連合の健全かつ安定的な運営

（４）保険料の賦課と収納

２年ごとに行う保険料率改定においては、基金等を活用して被保険者の負担軽減を図りつつも、保険料収入が不足する事態を招かないよう、適切な保険料率の設定及び賦課を行い、必要な財源を確保するとともに、収納率の向上に努めます。

（５）安定的な財政運営

歳入においては、補助制度等を最大限活用して財源の確保を図り、歳出においては、必要な給付費等を的確に見込むとともに、医療費の適正化事業の実施により給付費の伸びを抑制するなど、安定した財政運営に努めます。

（６）事務処理の効率化

広域連合と関係市町村がそれぞれの役割に応じた業務を適切に行うとともに、密接に連携して効率的な事務の遂行に努めます。

被保険者等への情報提供と個人情報の適正管理

（７）広報活動

広報においては、広域連合が伝えたい情報や、被保険者が求める情報をより分かりやすく発信できるように工夫するとともに、関係市町村と連携して効果的な広報活動に努めます。

（８）個人情報の適正管理

個人情報においては、平成２７年度から社会保障・税番号制度が導入され、令和３年度からマイナンバーカードの被保険者証としての利用も開始されたことにより、一層の適正な取扱いの確保が求められることから、各

法令やセキュリティポリシー等に基づき、厳格な保護及び管理の徹底を図ります。

5 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合と関係市町村は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する後期高齢者医療制度に関する事務のうち、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第4条に基づく事務について、相互に連携を図りながら、適正かつ効率的に事務処理を行います。

また、次に掲げる事務のほか、制度運営に必要な事務については、広域連合と関係市町村が協議し、適切な役割分担を行い実施します。

（1）被保険者の資格の管理に関する事務

広域連合は、関係市町村から提供された情報を基に被保険者台帳により資格を管理し、資格の認定、一斉更新時における被保険者証の作成等の事務を行います。

関係市町村は、被保険者資格の管理等に必要な情報を広域連合に提供するとともに、被保険者の資格の取得及び喪失、異動の届出等の受付、被保険者証の引渡し等の事務を行います。

（2）医療給付に関する事務

広域連合は、入院及び外来の現物給付される診療費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の審査及び支払、葬祭費の支給などを行うとともに、給付実績を一括管理し、レセプト等の点検及び保管も行います。また、第三者行為に係る求償、負担割合差額、資格喪失後受診、診療報酬及び療養費等の返還請求を行います。

関係市町村は、医療給付を行うための手続に関する事務のうち、被保険者からの申請及び届出の受付等を行います。

（3）保険料の賦課及び徴収に関する事務

広域連合は、保険料率を決定し、関係市町村から提供を受けた所得情報等を基に被保険者に対して保険料の賦課、減免等の決定を行います。

関係市町村は、被保険者に係る所得情報等を広域連合に提供するとともに、被保険者に保険料額決定通知書・納入通知書を送付します。また、保険料に関する申請の受付、徴収及び滞納整理を行います。

（4）保健事業に関する事務

広域連合と関係市町村は、被保険者の健康の保持増進や健康寿命の延伸

を図るため、共同して必要な健康診査、生活習慣病等の重症化予防並びにフレイル（虚弱）対策等の保健事業の推進に努めます。

保健事業と介護予防の一体的な実施（以下「一体的な実施」という。）のため、広域連合は、関係市町村に一体的な実施を委託し、必要な財源の確保や被保険者の健診・医療レセプト等情報の提供を行います。また、地域の健康課題把握のための支援や事業の分析・企画・調整・評価等の支援、情報共有・研修の実施・関係機関及び関係団体との連携・調整を行います。

関係市町村は広域連合から一体的な実施を受託し、庁内各部局間の連携体制の整備及び基本的な方針を策定した上で、後期高齢者医療・国民健康保険・介護保険・健康づくり等市町村内担当部局及び関係団体との連携のもと、地域の健康課題を分析・企画・調整・評価等を行い、高齢者に対する支援を行います。

（５）その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

広域連合と関係市町村は、後期高齢者医療制度の周知を図るため、積極的に広報活動を行うとともに、住民からの問合せ、相談等に対応します。

6 広域計画の期間及び改定

第４次広域計画の期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とします。

ただし、広域連合長が計画変更を必要と認めたときは、議会の議決を経て随時改定を行うこととします。

